

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき検証を行う官民ファンドについて

平成27年7月31日
官民ファンドの活用推進に関する
関係閣僚会議決定案

「官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定、平成26年6月27日一部改正、平成26年12月22日一部改正）」に基づき検証を行う官民ファンドにおいて、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務を加えるとともに、「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改める。

(参考)

「官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定、平成26年6月27日一部改正、平成26年12月22日一部改正）」に基づき検証を行う官民ファンド

1. 株式会社産業革新機構
2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構
3. 株式会社地域経済活性化支援機構
4. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
5. 株式会社民間資金等活用事業推進機構
6. 官民イノベーションプログラム
7. 株式会社海外需要開拓支援機構
8. 耐震・環境不動産形成促進事業
9. 株式会社日本政策投資銀行における競争力強化ファンド
10. 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
11. 独立行政法人科学技術振興機構